

南部箕蚊屋広域連合告示第4号

令和元年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月8日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和元年8月29日（木） 午前10時
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

| | |
|---------|---------|
| 松 田 悦 郎 | 杉 本 大 介 |
| 井 藤 稔 | 景 山 浩 |
| 乾 裕 | 幸 本 元 |
| 細 田 栄 | 真 壁 容 子 |
| 細 田 元 教 | 秦 伊知郎 |

○応招しなかった議員

な し

令和元年 第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第1日）

令和元年8月29日（木曜日）

議事日程

令和元年8月29日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙について
- 日程第5 議案第8号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第6 議案第9号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第7 議案第10号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第11号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 発議案第1号 議会における地方行政調査について
- 日程第10 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第11 議案第8号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第9号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第10号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 発議案第1号 議会における地方行政調査について
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙について
- 日程第5 議案第8号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第6 議案第9号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第7 議案第10号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第11号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 発議案第1号 議会における地方行政調査について
- 日程第10 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第11 議案第8号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第9号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第10号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 発議案第1号 議会における地方行政調査について
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

出席議員（10名）

| | |
|---------|----------|
| 1番 松田悦郎 | 2番 杉本大介 |
| 3番 井藤稔 | 4番 景山浩 |
| 5番 乾裕 | 6番 幸本元 |
| 7番 細田栄 | 8番 真壁容子 |
| 9番 細田元教 | 10番 秦伊知郎 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

書記長 藤 原 宰 書記 三 宅 祐 志
書記 赤 井 遥 香

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 陶 山 清 孝 副広域連合長 森 安 保
副広域連合長 中 田 達 彦 事務局長 住 田 浩 平
事務局次長 湯 浅 香緒利 主事 奥 田 悠 斗
監査委員 仲 田 和 男

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

南部箕蚊屋広域連合議会 8 月定例会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多忙の中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。
ます。

さて、介護をめぐる社会環境は、さらに高度化が求められ、利用者ニーズも多様化しております。私たち南部箕蚊屋広域連合におきましては、地域包括ケアシステムの構築を念頭に、認知症対策、介護予防対策など、介護保険のさらなる充実、発展をも進めていかなければなりません。

本定例会に提出される議案につきましては、平成 3 0 年度一般会計の認定及び特別会計の認定、令和元年度一般会計補正予算等であります。いずれも地域住民の信頼と安心を得るための極めて重要な議案であります。議員各位におかれましては、真摯な議論により適正かつ妥当な議決に達することを切望し、開会の御挨拶といたします。

連合長挨拶

○広域連合長（陶山 清孝君） 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、第 3 回南部箕蚊屋広域連合定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中を御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素から議員活動を通じまして本広域連合の行っております介護保険事業の運営に御協

力、御支援をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

さて、第7期の事業計画期間がスタートし、1年が経過いたしました。本日御説明しましたとおりでございますが、おかげさまでおおむね計画どおりに運営することができております。

さて、国におきましては、既に次期制度改正に向けた検討が始まっており、年末の取りまとめに向け、介護予防、健康づくりの推進、地域包括ケアシステムの推進など、5項目の検討事項について議論が進められております。この議論の動向を注視し、広域連合としても在宅介護実態調査や介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施など、第8期介護保険事業計画策定に向けた作業を進めていきたいと考えております。

終わりに、本定例会におきましては、平成30年度の一般会計及び特別会計決算、令和元年度の補正予算など4議案を提案させていただきます。慎重に審議いただきまして、全議案とも御賛同、御承認いただきますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

午前10時00分開会

- 議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は10名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和元年第3回南部箕蚊屋広域連合定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。
3番、井藤稔君、4番、景山浩君。

日程第2 会期の決定

- 議長（秦 伊知郎君） 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選の方法で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には、板竹利君、潮修君、金田政雄君、真砂昇平君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会の委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました板竹利君、潮修君、金田政雄君、真砂昇平君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、森下駛視君、加納恭子君、前谷勇君、中曾修司君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました森下駛

視君、加納恭子君、前谷勇君、中曾修司君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

日程第 5 議案第 8 号 から 日程第 9 発議案第 1 号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。日程第 5、議案第 8 号、平成 30 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 9、発議案第 1 号、議会における地方行政調査についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 5、議案第 8 号から日程第 9、発議案第 1 号までを一括して説明を受けます。

提案理由の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。それでは、議案第 8 号から御説明を申し上げます。平成 30 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

提出内容につきましては、事務局長をもって説明に当たりますのでよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続けてお願いいたします。

○広域連合長（陶山 清孝君） 続きまして、議案第 9 号でございます。平成 30 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

こちららも後ほど事務局長のほうから詳細にわたって説明を行います。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。議案第 8 号、平成 30 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算について、私のほうから御説明をいたします。

まず、決算書の15ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億1,051万3,337円、歳出総額5億800万6,827円、歳入歳出差し引き額250万6,510円で、翌年度に繰り越すべき財源の46万5,000円を差し引いた実質収支額は204万1,510円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので1ページをお開きください。1款分担金及び負担金、収入済み額4億8,327万4,000円、これは構成町村からの負担金収入でございます。2款国庫支出金、収入済み額220万8,000円、これは低所得者の保険料軽減に係る負担金及び介護保険システム改修に係る補助金でございます。3款県支出金、収入済み額183万4,500円、主なものは低所得者の保険料軽減に係る負担金、権限移譲に係る交付金でございます。4款繰入金、収入済み額1,303万3,625円、これは過年度分の町村負担金の返還金に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金、収入済み額254万9,805円、前年度の繰越金でございます。6款諸収入、収入済み額761万3,407円、主なものは介護予防サービス計画作成料収入でございます。歳入合計といたしまして、予算額5億1,066万3,000円に対し、収入済み額5億1,051万3,337円でございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。1款議会費、支出済み額49万4,792円、2款総務費、支出済み額7,056万6,299円、主なものは町村派遣職員給与費負担金、電算システムの保守及び改修に係る委託料、町村負担金の過年度分返還金でございます。3款民生費、支出済み額4億3,694万5,736円、主なものは介護保険事業特別会計への繰出金、地域包括支援センター職員の給与費負担金でございます。4款予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額5億1,066万3,000円に対し、支出済み額5億800万6,827円、翌年度繰越額46万5,000円、不用額は219万1,173円でございます。

続きまして、16ページ、財産に関する調書でございます。公有財産に該当するものはございません。物品につきましては、取得金額10万円以上の備品を計上をしております。軽自動車3台につきましては、耐用年数の経過及びリースへの切りかえにより処分を行っております。債権につきましては、該当するものはございません。基金につきましては、介護保険介護給付費準備基金が前年度末現在高5,873万7,114円、積立額903万1,096円、取り崩し額ゼロ円、年度末現在高は6,776万8,210円でございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、議案第9号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

まず、決算書の23ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額30億6,854万9,766円、歳出総額29億6,974万5,227円、歳入歳出差し引き額9,880万4,539円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は9,880万4,539円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。1ページをお開きください。1款保険料、収入済み額6億3,693万8,020円、不納欠損額189万4,000円、収入未済額673万3,800円でございます。2款使用料及び手数料、収入済み額4万800円、これは保険料の督促手数料でございます。3款国庫支出金、収入済み額7億2,617万2,481円、これは介護給付費及び地域支援事業に係る負担金及び補助金でございます。4款支払い基金交付金、収入済み額7億7,859万8,456円、これは介護給付費及び地域支援事業費に係る第2号被保険者の負担分の交付金でございます。5款県支出金、収入済み額4億2,941万5,780円、これは介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金及び補助金でございます。6款繰入金、収入済み額3億8,560万7,000円、これは介護給付費、地域支援事業費、事務費及び低所得者保険料軽減に係る一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。7款諸収入、収入済み額775万52円、これは交通事故による第三者納付金及び介護報酬の過誤請求分の返納金でございます。8款繰越金、収入済み額1億398万7,081円、前年度の繰越金でございます。9款財産収入、収入済み額4万96円、これは介護保険介護給付費準備基金の預金利子でございます。歳入合計といたしまして、予算額30億3,547万2,000円に対し、収入済み額30億6,854万9,766円でございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。1款総務費、支出済み額1,740万614円、主なものは、要介護認定に係る審査会負担金、主治医意見書作成料でございます。2款保険給付費、支出済み額27億6,923万5,599円、これは介護保険の給付に係る費用でございます。3款地域支援事業費、支出済み額7,559万9,487円、これは地域支援事業の実施に係る費用でございます。4款基金積立金、支出済み額903万1,096円、これは介護保険介護給付費準備基金の積み立てでございます。5款公債費の支出はございません。6款諸支出金、支出済み額9,847万8,431円、これは過年度分の国県支出金の返還金及び町村負担金の返還に伴う一般会計への繰出金でございます。7款予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額30億3,547万2,000円に対し、支出済み額29億6,974万5,227円、不用額は6,572万6,773円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明が終わりました。

平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算及び平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、決算審査の意見書が提出されています。

審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

仲田代表監査委員、お願いいたします。

○監査委員（仲田 和男君） おはようございます。監査委員の仲田でございます。

平成30年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして、審査を御報告いたします。お手元の審査意見書をごらんください。まず、1ページでございます。

審査の概要でございますけども、令和元年7月4日、南部町監査委員室におきまして、議会選出の細田委員さんと審査を実施したところでございます。審査に当たりましては、記載の1から4の観点につきまして、関係諸帳簿及び証拠書類の照合精査するとともに、関係書類の提出を求め、事務局から説明を求めたところでございます。

第2の審査の結果でございます。審査に付されました歳入歳出決算書については、計数は正確で誤りは認められず、関係諸帳簿及び証拠書類と合致しておりました。また、予算の執行は適切であり、収入、支出、財産管理の事務は適切に行われていることを認めたところでございます。

はぐっていただいて、2ページでございます。決算の概要でございます。これは事務局より説明がなされますので、省略をいたしたいと思っております。

3ページをお願いいたします。監査意見でございます。平成30年度は第7期介護保険事業の1年目でしたが、介護保険の運営状況では、介護給付費の支出額が事業計画に対しまして97.8%、保険料収入額は100.3%と、おおむね計画どおりの実績となっております。要介護認定者数につきましては、資格喪失者が新規の認定者を上回りましたことから、計画値の1,705人に対し1,664人と若干下回っておりました。保険料の収納状況につきましては、全体の収納率、普通徴収分の収納率ともに前年度と同程度でしたが、滞納者数、滞納金額とも若干増加しておるところでございました。保険料収納の確保は、制度の運営及び公平性の観点からも非常に重要であります。引き続き、構成町村との連携を図りながら収納率の向上に努めていただきたいと思います。

第7期介護保険事業計画からは、計画の進捗管理が法定化されたところでございます。評価指標に基づき取り組み状況の点検、自己評価が実施され、おおむね計画に定めた目標達成に向けた取り組みがなされておりました。高齢化の進展は、介護保険の分野のみならず地域の課題である

とも言われております。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるには、介護保険だけで高齢者の生活を支えることにも限界があり、地域の力を利用して介護予防や日常の生活支援を進めていくことも必要でございます。今後とも、介護保険財政の安定な運営はもちろん、構成町村及び関係機関と緊密な連絡をとり、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを着実に推進されることを期待するところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、続けさせていただきます。

議案第10号でございます。令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,310万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,410万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。会計年度の名称、第2条、南部箕蚊屋広域連合一般会計予算における会計年度の名称については、改元日以降は当年度全体を通じて令和元年度とし、平成31年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算全体における元号の表記を令和に統一する。

続きまして、特別会計の補正を行います。議案第11号をお開きください。令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和元年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,686万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,786万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。会計年度の名称、第2条、南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算における会計年度の名称については、改元日以降は当年度全体を通じて令和元年度とし、平成31年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算全体における元号の表記を令和に統一する。

以上でございます。詳細につきましては事務局長のほうから説明を行います。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。議案第10号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明いたします。2款国庫支出金、2項

国庫補助金、1目民生費国庫補助金でございます。89万7,000円を増額し、89万8,000円とするものでございます。これは介護保険システム改修等に係る補助金でございます。4款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金でございます。1,017万2,000円を増額し、1,017万3,000円とするものでございます。これは前年度実績に伴う町村負担金の返還金に充てるための特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金でございます。204万を増額し、204万1,000円とするものでございます。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、5ページ、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。1,285万7,000円を増額し、7,235万3,000円とするものでございます。これは介護保険システム改修委託料及び過年度分の町村負担金の返還金の増額でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費でございます。14万7,000円を増額し、4億5,925万2,000円とするものでございます。これは介護保険利用者負担軽減事業に係る補助金返還金の増額でございます。4款予備費でございます。10万5,000円を増額し、96万9,000円とするものでございます。これは歳入歳出の差額調整による増額でございます。以上が一般会計でございます。

続きまして、議案第11号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

補正予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明いたします。6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金でございます。1,193万4,000円を増額し、補正後の予算額をゼロ円とするものでございます。これは前年度決算に伴います繰越金のうち保険料収入に係る部分を歳入に充てるため、繰入金を減額するものでございます。8款繰越金でございます。9,880万円を増額し、9,880万4,000円とするものでございます。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、5ページ、歳出でございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目施設介護サービス給付費でございます。こちらは予算の増減はございませんが、充当財源の変更を行っておるものでございます。4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございます。1,467万1,000円を増額し、1,471万2,000円とするものでございます。これは前年度実績に伴う保険料余剰分の積み立てでございます。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。6,202万3,000円を増額し、6,202万6,000円とするものでございます。これは前年度実績に伴う国県負担金等の返還金でございます。

6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金でございます。1,017 万 2,000 円を増額し、1,017 万 3,000 円とするものでございます。これは前年度実績に伴う町村負担金の返還金に充てるための一般会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、発議案第 1 号、議会における地方行政調査についての提案説明を求めます。

提出者であります議会運営委員会委員長、細田栄君から説明を求めます。

議会運営委員会委員長、細田栄君。

○議会運営委員長（細田 栄君）

.....
発議案第 1 号

議会における地方行政調査について

南部箕蚊屋広域連合議会の地方行政調査について、別紙のとおり会議規則第 14 号の規定により提出する。

令和元年 8 月 29 日

提出者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 細 田 栄
賛成者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 真 壁 容 子
賛成者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 幸 本 元
賛成者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 景 山 浩
賛成者 南部箕蚊屋広域連合議会議員 松 田 悦 郎

南部箕蚊屋広域連合議会議長 秦 伊知郎 様

.....
議会における地方行政調査について。目的、高齢化が進む中で、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築することが自治体における重要課題となっている。このことから、広域連合及び構成自治体における地域支援事業の実施状況と地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを調査、研究するため、次のとおり行政調査を実施する。調査地、徳島県みよし広域連合及び三好市。期間、令和元年 10 月 1 日から 10 月 4 日のうち 2 日間とする。経費、予算の範囲内とする。構成、総務民生常任委員会を主体とする。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第8号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第9号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、この後、総務民生常任委員会に付託いたしますので、総括的な質疑のみを行い、個別的な質疑につきましては総務民生常任委員会で行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、議案第8号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、総括的な質疑はございますか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 平成30年度の広域連合の一般会計の決算についての質疑です。

今回の平成30年度は……。事業会計でそろえますね、平成30年度の一般会計です。ここで質疑したいことは2つです。一つは、総括質疑ですので、広域連合における介護保険の事業のあり方について質疑させてください。一つは、先日の新聞報道でも今後の年金受給のあり方が将来にわたっては2割から3割の減だという報道がなされて、非常にショックを受けています。これは本当であれば見通しが7月ぐらいい出ますから、選挙の前に出たのが本当だと思うんですけども、今回出てきたわけですよ。そういう中で、年金が減る一方で今後高齢者の暮らしがどうなっていくのかということでは、公共料金の負担がどうなるのかということで、高齢者の生活の実態の質までも変わってくるのではないかとというふうに懸念されるわけです。

そこでお伺いする一つは、介護保険の保険料というのは、制度上、要は相互負担ですから、かかった分だけ保険料にはね返ってくるという仕組みです。そこで見れば、例えば2025年を過ぎたピークの場合は、将来にわたっては8,000円と言っていましたか、保険料がね、8,000円の負担になるのではないかって言われる段階で、今回の第7期も今回2年目に入って、来年度にはもう次の策定していかななくてはならない時期に入ってくるわけです。そういう意味では、連合長や責任持ってなさってる保険者の方々は、こういう事態で介護保険制度そのものが持続可能かということをお聞きしたいと思うんです。

どんどん年金は下がっていく、そして、よく連合長がおっしゃる人口も、全体にはどうなってくるかわかりませんが、その負担を65歳以上の方の1号被保険者で保険料を、あと2号被保険者で半分を負担していくというやり方が、とりわけ1号被保険者、65歳以上の年金暮らしの方々にこういう負担が可能なんだろうか。例えば大阪府の社保協というところは、もう崩壊するのではないかとことを言われてるんですよ、2025年には介護保険成り立たなくなるんじ

ゃないかっていうときに、私は現状をどう見るかということと、今後の見通しについて、少なくとも、国がやってるからではなくて、地元の状況を見ながらそういう見通しをどう考えるかということを持っておかななくてはならないと思うのですが、その点はどうなのかと。この30年度を見ましても、本当にこの料金でよかったのかということに次を問うていきたいと思うんですね、どうかという点。

それと2つ目は、これ一般会計ですので、広域連合の体制が今後も持続可能になってくるかという課題についてどのように考えているかということです。今回も、確かに広域連合の言ってるパイが大きくなればメリットとして保険料が安くなってくる。これは実際今のところそういうことと言えますよね、数字上、広域連合安いですからね。よく中身を見ると、認定率も低くなっている。普通そうですね、保険料が低いということは、全体の金額もよそと比べて低くなってくる可能性もあるかもしれませんよね。そういう点で、これをどう見たらいいのか。詳しいことは委員会で聞いていくんですけども、連合長、保険料が低いけれども認定率も西部では低くなってるわけですよ、広域連合自体が。それをどのようにおっしゃるのか。それで、ここから出てくる回答は、恐らく各町村での介護予防の取り組みが成功している例ではないかと。もし出るといふのであれば、先ほどの全協等でも質疑させてもらったんですけどね、各町村の取り組みのどのようなくこの効果があつてこういうふうになっているのかということまでお述べいただきたいと思うのですが、いかがかという点。

それと、広域の体制の2つ目の問題は、人事の問題です。各町村では、とりわけ南部町では町職員が少ない。そういう中で、いわゆる職員を広域連合に派遣に出してるわけですよ、広域連合だけではありませんが。全体に考えていかなきゃならないと思うのですが、こういうあり方について、例えばパイが大きくなってから効率的だっていうんですけども、私は広域連合が持続可能で今後もやっていくことのほうが有意だという点であれば、事務経費等や保険料の総額を見ながら、費用対効果で単独でするよりどれだけ効果があるのか、こういうことを出していくべきではないかという点についてどのようにお考えでしょうか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。まず、1点目の介護保険事業全体の物の考え方でございます。将来に対する不安というものは、日本全体の中でいろいろと言われておりますし、これは間違いなく、社会保障制度が国家の中で議論が極めておくれることが大きな原因だろうと思っております。年金や医療保険、さらにはこのような介護保険、この社会保障制度全体を、人口減少社会に入ったわけですから、国民の理解を得ながら真剣に議論していく時期にもう待っ

たなしで来てるだろうと思っています。各町村の中でも、今9月議会の中できっと一般質問等があるのではないかと考えています。

その中で、各まちの高齢者の暮らしの質が落ちるのではないかとというような御心配だと思えますけれども、これは、人口のパイが減ってもどうやって暮らしの質を守っていくのかというのが各町村における大きな課題でございますので、質を落とさない、それは介護予防であったりそういうところに重点的に配分しながら皆さんの暮らしを守っていくということには、これまでと全く変わらない使命だろうと思っています。負担が大き過ぎるということは全体を覆ってる問題でございます、高齢者ばかりではありません。今、27%の2号被保険者の負担自体も、これもいわゆる生産人口が減るわけですから、このあたり、働いている皆様、それから医療保険を中心に非常に大きな負担になりつつあるということも考えながら、結論としていけば、これは国家全体で考えていく大きな課題だろうと、このように考えています。

2点目に、広域連合についての体制、これについてどう考えるのかということでございます。真壁議員は先ほど、認定率が低いのではないかとというような御指摘をいただきました。数字的にそれをどう捉えるのかという問題はありますけれども、私は連合長として、特別この南部広域連合が特別低いというぐあいには思っていません。実態や、高齢化率やいろいろなファクターがそこに影響しますので、私は南部箕蚊屋連合が認定率が特別低いというぐあいには思っていません。

2つ目に、人事の問題でございます。これは非常に大きな問題だと思っています。それはなぜかといいますと、これからこの構成します2町1村、日吉津村は人口が減らないとは言いますが、それは人口を維持するのは本当微々たるものでございまして、この鳥取県西部の中で間違いなく人口は減っていきます。その中で各町村が職員数を維持するというのは非常に大変な問題でございます、このあたり、専門職をどういうぐあいに有効に連携をしながらお互いに足りないところを助け合って、専門的な知識を持って地域の皆様に公共サービスを提供するのかということは、これも重要な問題だろうと思っています。ますます広域連合の意義というものは高まると、このように私は思っていますので、そのように御理解いただきたいと思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 今の問題、連合長がおっしゃるように、社会保障制度全体のあり方として国で協議をしていくということはすごく大事なことだというふうに、その認識はよくわかるんですけども、私がここで質問していますのは、どうしても介護保険制度というのは国の制度がもろに来てるわけですよね。そういうときに、地方間格差が広がってきている中で、これも委員会でも一般質問等でも私予定しているんですけども、低所得者がどんどん、とりわけ地方に

は都市部と比べて多くなって来るわけですね。そういう中で広域連合をつくって介護保険に特化して、広域連合こそがきちっとその辺の調査をして、一体、介護保険料が今後上がり続けたら、幾ら質を守るといっても、その結果はすぐに今度は町村の社会保障をどうしていくかというところでお金がかかって来るわけですよ、そうなりますよね。質を上げると言いながら、一方ではお金をどんどん吸い上げていく制度が、介護保険で上がっていったら、どうしたって落ちざるを得ないわけですね。そこをどうしていくかといったら、公費を出すかボランティアで支えていくかということになるわけです。そこの辺を私は、各町村ではなべての問題点が出てくると思いますので、そういうところをしっかりと調査して精査して、例えば鳥取県の地方でこれぐらいの所得のところの広域連合でこういう課題があると、介護保険については保険料のあり方を考えていくべきではないかということを書いていかないといけないのではないかというふうに思うわけですよ。その辺について、質を守っていくと言われるけど、質を守っていくという保証が見えてこんのです。

それを、きょうとは言いませんが、今後明らかにしていく必要があるのではないかということと、この機会に、次の2にも関連するんですけども、広域連合をつくってメリットがあったと、こういうことを住民にもわかりやすく言っていくとすれば、やはり各町村での介護予防の取り組みとか、介護保険料に負担が行かないようにどれだけいい取り組みをしているのかっていうようなところを住民に出していく必要があると思うんですよ。そうでないと、いつまでもこの同じ質問しないといけなくなってきます。その辺をしっかりと打ち出せるような、広域連合が各町村の取り組み、そして連合を組んだからこそ生かしていけるものがあるんだということを出す必要があると思いませんか。

今、出された資料見たら、広域連合で認定率も低いけど、1人当たりの介護保険料もかかっている、費用も低いんですよ。これがいいかどうかの問題でね、裏づけとして一番の大きな理由は、それは予防に頑張っているからですよというのであれば、そこを出してこなければ、もしかしたらこの機会に、言われてる給付抑制やっているのではないかっていうところを私たちは言っていかなきゃならなくなるんですよ。その点について連合長は、3町村で話し合ってもらって、先ほど言ったような連合を組んでのメリット、それは広域のところもそうですけども、人事のことも含めてさっきおっしゃいましたけどもね、そしたら介護保険にはどういうふうなメリットがあるのかという点を出していただくことはできないか、今後そういうことを計画してほしいということですけど、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。住民の方々の介護保険に対する満足度というものを調べるというのは、他と比較しろというのが非常に難しいと思います。したがって、ここに調査をした実態調査等の数字をもってそれを推測しかありませんけれども、これが例えば隣の米子市の方との介護保険の満足度、それからサービスの提供のぐあい、それを比較するというのは非常に難しいなと思っています。これができるのかどうかというのは私も実務上わかりませんが、連合長としては非常に難しいと思っています。ただ、そうではなくて、その視点ではなくて、どのような負担をいただきながらどのような程度のサービスをしていくのか。言い方が反対ですね。どのような程度のサービスに対してどう負担していただくのかという議論は、これは必要だろうと思っています。第8期に向けて、どこに足りないサービスがあって、それに対してはどの程度の負担をいただかなくてはならないんだと。これはやはりこの広域連合の議会または執行部の大きな使命だと思いますので、来年度、今年度をかけてじっくりとこのあたりのところを調査し、また皆さんと議論していきたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第9号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総括的な質疑ございますか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 総括質疑です。今回の特別会計は、歳入総額が30億6,800万で、歳出が29億6,900万ちょっとです。実質収支が9,880万4,539円って上がっています。一つに、詳しいことは委員会で聞きますが、その一方で、今回、平成30年度というのは保険料が上がったんです。5,918万2,000円の保険料が上がった。これ3年ごとの計画やからこういうふうになっているんですよってということなんですけども、これだけ見ておったら、保険料が上がってお金も残ったやないかってことになりますよね。そこで、やはりこの総括質疑の場で確認しておきたいのは、この実質収支で出たいわゆる黒字、9,880万4,539円というのは、3年度の計画でこれぐらい残るだろうという点から見てどうだったのかという点です。その点についてどうかという点ですね。

それともう一つには、平成30年度は単に5,918万2,000円といいますけれども、それだけ広域連合内の方々から、住民から保険料として取り上げてるといいう言い方、失礼です、保険料を徴収してるわけですよね、要は懐から。それだけ増になったということなんです。公共料金

の負担が多くなったということですね。このことについて連合長はどう考えているかということをお聞きします。9,880万が当初予定から見てどうだったのかということもお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。数字的な話になりますので、その点については私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

特別会計の収支なんですけども、先ほど議員が言われたように、3年の計画期間を持って保険料のほうを設定をさせていただいておる。なので、1年目につきましては、余剰が発生しなければ計画としてはふぐあいだというふうな認識で、そこは間違いはないと思います。そこで、1年目の余剰額が過剰かどうかという判断なんですけども、保険料収入につきましては計画に対して100を超える数字が出ております、実績として。給付としては97%程度。給付のほう若干少なかったというところで、その相差としての余剰というのは計画よりは多く発生しておる状況になってきております。

あと、実際の収支の額としては9,880万円程度でございますが、その中で、説明いたしておりますとおり、実績に基づいて国県、それと町村のほうに返還するお金というものもこの中に大きく含まれておまして、保険料としての純粋な余剰分としては2,660万円という形になります。これは最終的に3年間を終わった時点でこの保険料余剰が発生してる場合は、次、8期の保険料の上昇抑制に充てるというサイクルになってまいりますので、取り過ぎて、その分をどうするかという判断はそこでいたしたいというふうに考えておるところでございます。以上です。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。6期に比べれば、第7期に向けて保険料を上げたところがございます。それはこの30年度から3年間の給付に対して計画をした数字でございますので、ここは当然上がってくる部分にはなっておりますので、そのあたりは計画を作成する段階で議論をし、住民のほうにも説明会としてお伝えしたり広報したりしてるところでございます。そこで御理解をいただけたらと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、以前より5,918万、6,000万近くお金が住民負担になってるよ、そのことについてどう考えてるのかって聞いているので、後でお答えくださいね。

私が数字で聞いているのは、これも詳しくは委員会で聞いたほうがいいのかなと思うんですけど、ちょっと聞かせてくださいね。余剰金としては9,800万残ったけど、2,660万ぐらいやって

おっしゃってたんですね。今、私が、その数字もあれですけども、欲しかったのは、当初3年間予定しておいて、今回5,000何万上がったんだけど、平成30年度ではどれぐらいのお金が残せると見ておったのかというのを聞きたいんですよ。予定より多いでしょ。多いんですね、おっしゃったように、条件2つありましたから。思ったより、予定より保険料が上がった、給付費が下がったっていうんですから、計画値よりお金が残ってるじゃないですか。それはどれぐらいかってことを聞いているんです。出せませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。後でその点については計算をさせていただきますと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会のほうで答えます。よろしくお願いいたします。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。3年間の平均で初年度の成績だということで、先ほど監査報告にもございましたように、幾らだったですかね、パーセントとすれば、事業計画に対して介護給付費、支払ったものが97.8%。予想よりも、初年度だったから98%ぐらいであったというのは、まず推測したところに極めて近いということではないかと思っています。対して収入額は100.3%ということでございますので、事務局のほうが推計した数字がほぼ合っているというぐあいに連合長としては考えておるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） もう一つ。本会議でその数字聞きます。

連合長、今回、給付費が下がったということをどう見ていますか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。これはいろいろなファクターがあって、これからの調査も必要だと思いますけれども、非常に元気な皆さんがふえてるということもあるのではないかなと思っています。高齢化と同時に、やはり健康な高齢者がふえてるということ。それから、それに対して私たちがしなくてはならないことは、やはりもう少し介護予防というものに対する充実というものをどう考えていくのかということではないかというぐあいに思っています。いろいろな要素もあると思いますけれども、私はそのように考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君、4回目ですので、委員会のほうで質問していただきますように、よろしくお願いいたします。

○議員（８番 真壁 容子君） この特別会計、４回目ですか。

○議長（秦 伊知郎君） ４回目です。

○議員（８番 真壁 容子君） 申しわけございません。

○議長（秦 伊知郎君） ９番、細田元教君。

○議員（９番 細田 元教君） １点、総括的で質問させていただきますが、今の真壁議員の質問と同じとこでかぶっちゃいましたけども、要は特別会計で9,880万、収支が出た。それで局長の話では、市町村返還金と合わせたら実際2,660万ぐらいであると。これが第7期の1年目として妥当かどうかということが聞きたかったんです。3年で、1年目はプラスにする、2年目はとんとんで、3年目でマイナス出て、トータルプラマイ・ゼロというのが広域連合の第7期計画、3年の計画でしたが、これで大丈夫かなとちょっと心配しておりまして、準備基金が令和元年で八千何百万でしたか、ありますけども、それらを込めて、この広域連合を持続していかないけないし、この介護保険料も県下では一番低いほうであります。これがその推移でいくためにも、この30年の特別会計決算は妥当であったという認識は私は持ちたいですけども、連合長、監査委員さんの意見も入れましたらおおむね計画値という、おおむねというのがついちょうましたので、その辺のことをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。おおむね計画値って判断の部分になると思うんですけど、これは保険料の収入に関しては100を若干超えていた。ただ、給付、支出のほうに関しては、計画をしておいた部分よりも数字が若干ですが低い状況であったというところから、支出のほうについてはちょっと少ないですけども、全体的な物の考え方としては、予定しとった保険料を超えるような支出は発生しなかったという考えで見れば、おおむね計画どおりであるという考え方になるのではないかというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

９番、細田元教君。

○議員（９番 細田 元教君） それで、連合長と局長と同じ、副連合長も心を合わせておられると思いますけども、この第7期の1年目、これぐらいで何とか乗り切れるというような決算だったと。監査委員さんおおむねこれで妥当って書いてありますが、そのとおりで解釈してよろしいですねっていう確認なんです。中身については真壁議員が委員会で聞かって言われましたので、それちょっとお聞きしますけども、やっぱり大ざっぱな大きな流れの中でどうだったんだろうかなということなんです。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。3年計画の初年度でございますので、これであと2年大丈夫だろうかっていうと、常にこの広域連合、基金も8,000万程度の、大世帯の割にはその程度しか基金を持ってないわけですし、非常にすれすれのところでやっています。したがって、大船に乗ったつもりでというわけになりませんが、一生懸命、事務局のほうもやっております、まず初年度としては合格点をいただけるだろうと、このように思っているところでございます。あと2年にわたって順調にいくように努力したいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、景山浩君。

○議員（4番 景山 浩君） 4番、景山です。監査意見書の中に、介護保険だけで高齢者の生活を支えることには限界があり、地域の力を活用して介護予防や日常生活支援を進めていくことも必要になっているというふうに書かれておりました、これ、私も全くそのとおりだろうなというふうに思います。ただ、介護保険できる前というのは、ほぼ家庭とか地域で介護という機能を担ってたわけで、もうにっちもさっちもいかんよという方だけが措置という格好で公的な支援を受けていらしゃったということから、家庭だとか地域の介護力の低下、これを見て介護保険制度というのはできたはずなんです。その当時よりもさらに家庭の介護力や地域の支援力というのは下がっている状況で、最近いろんな面で地域だとか、特に地域、家庭よりも地域が多いんですが、地域力地域力といったような政策の流れというか方向性というのが非常に目につくようになってきました。必要性は十分感じるんですが、そういった現状下でこの考え方や方向性というのをどういうふうに捉まえていいのかというのは、とっても悩むところです。管理者として、この監査意見、そして今、私が本当にどう考えていいのかわちょっと困るなということについて、どうお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。議員の今おっしゃられたように、地域の力や家族の力というのは、一昔前に比べれば確かに落ちてるといふぐあいに思います。一方で、介護保険制度が創設されて、では、本当にその介護保険だけで皆さんの暮らしが幸せになったのかということを考えた場合に、それで全てではないだろうという御意見も多いだろうと思っております。それはやはり、幸福感というものがサービスだけで得られるものではないだろうというところに根はあるんじゃないかと思っております。国も言ってますけれども、公・共・私のベストミックスということがしきりに言われています。いわゆるこういう国がやった保険制度、それから地域で

お互いに支え合う制度、さらには御自分で生きがいであったり、それから御自分で老後、高齢者になってからの暮らし向きをどう考えるのかと、この公・共・私のベストミックスというものを、やはり国民挙げて考えていかなくちゃいけない時代が来ているのではないかと考えています。それに対して、そのニーズにそぐうように、この広域連合、さらには2町1村の各まちの中でこれは問われている問題だろうと思っています。

課題は尽きませんが、これについてしっかり考えていく時期に来てるということで、私の答弁とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結いたします。

続いて、議案第10号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の補正予算についてお伺いします。今回の補正予算の中では、2款の総務費、第1項総務管理費、文書広報費の中に、いわゆる補正ではないんですけど、置きかえる充当財源の変更が出てきています。内容は、介護保険料軽減強化に係る広報を行う経費に対して。介護保険料軽減強化、今回の10月からいわゆる予定されております消費税に伴って、1号、2号、3号でしたっけ、軽減するよという内容の実施のための広報だっけというんですね。この消費税関連の費用等については2月の議会の中で提案されてきて、それが賛成多数で通っているわけです。

私はここで問いたいのは、2月のときに、介護保険を大前提としてこれを通させてほしいというようなことの話だったわけです、8月だと間に合わないのっていうんですけれども。一つは、連合長にお聞きしたいのは、消費税を当てにしてこの軽減をするんだけれども、実際、住民の暮らしの負担はどんなふうになってくるのか、捉えてるかっていう問題です。全協でも言いましたが、今回、低所得者の1段階、2段階、3段階でしたね、800何人を対象に、引き下げる金額に対して、彼らが今後10月から上がった、消費税8%から10%になって負担する金額のほう、私、多いなと思ってますよ、当然ですよ。このようなやり方が本当に住民にとっての軽減になるのかという点でお聞きしていきますので、まず、こちらが言っている軽減額に対して住民の消費税の2%上がる負担をどのように見てるかっていう点で数字が出せると思いますので、それを出していただけないでしょうか。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時09分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。保険料軽減に係る軽減額というのしかうちのほうではつかめませんので、その人数と額について改めて説明をさせていただきます。

まず、第1段階の方につきましては、4月1日時点での賦課状況でいきますと853人おられます。この方々につきましては、30年度の保険料額と比較して1人当たり5,300円軽減が強化されます。続いて、第2段階、こちらについては712人おられまして、これらの方々につきましては8,800円の軽減となります。第3段階の方につきましては706人おられまして、この方々は1,700円の軽減がかかるということになっております。これも既に御説明をしておりますとおり、年度の半分の軽減ということになりますので、来年度になりますと、またこれよりも軽減額は強化されるということになります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 先ほど事務局長おっしゃってくださったのは、第1段階が5,300円が軽減になるっていうんですけど、今のと合わせて、1、2が一緒になって8,800円になるわけですね、今軽減されていますから。それで第3段階が1,700円ですね。これ全て1年ですね、年額のことを言っていますが、10月やから、今年度の予算については半額だと見ていいことになるわけですか、10月からですから。来年度については多くなると言ったのは、これが2倍になるというふうに見ていいわけですね。

そこでお聞きするんです。連合長、例えば第1段階、第2段階の人たちは、消費税が導入されることによって軽減額が1年間で8,800円軽減されるということです。これ月額だったらありがたいですけど、年ですよ。第3段階に至っては、こんなに豪語してるけれども年1,700円で、倍になっても3,400円。第1、第2の方々は、倍になっても1万7,600円、1年間でね。そういうことになりますよね。半年で8,800円だったら1年間で1万7,600円になるんですよ。

何を数字持ってくるかといったら、消費税2%引き上げることがどれだけの負担になってるかということです。これ、国が試算してるのは、低く見積もって1%上がるごとに2兆5,000億円って言ってるんです、2.5兆円。これを人口で割ったらいいと思うんですよ、簡単に言えばね。

どこが2%上がって1万7,600円するのかという問題なんですよ。これは保育料の無償化の問題でも本会議で言わせてもらいましたが、消費税で下がるといっても、その一家庭の1年間を見たら、消費税で出ていくほうが多くなるわけなんですよ。それを介護保険だけに目を当てて、だからよかったというのは、私は住民の暮らしを考えてへんやり方ではないかなと思えて仕方がないんですよ。確かに上がるより下がったほうがいい、軽減はしたほうがいいけれども、この軽減の背景というのは、どういう低所得者からも2%増の消費税を取るっていうことではないですか。それが本当に住民にとっての軽減になるのかという点で、私は連合長の考えを聞いておきたいと思うんです。どうでしょうか。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。半年分で8,800円というものをどう考えるのかですけども、その方たちの消費行動がどうなのか、今単純に言えば2兆5,000億を1億2,000万で割るってことですか。1億で割ると2万円ってことですかね、2万円ぐらいってことですよね。これが年間2万円の消費、それがあと家族分っていうことですよね、大まかに言えば。ただ、いろいろな環境がありますし、消費につながるかどうかという問題もありますので一概には言えないと思いますけれども、例えば8,800円を2%で割り戻すと44万円という数字が出ますね。これは、半年の中で消費額として44万円の消費額に相当するという考え方もできるんじゃないかなと思うわけです。これを、じゃあ多いんじゃないか、少ないではないかっていうところをここで私も言えるバックデータがありませんし、その根拠になるものもありませんので何とも言えませんけれども、一定規模の減免措置にはなってるんじゃないかと、このように、感覚的ですけども、私は思ってるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） これ以上言えないので言わせてください。連合長、先ほど言った、私が言ってるのは、年間8,800円掛ける2をして1万7,600円の減額をするけれども、そのほかにいったら、1%が2.5兆円やから5兆円の増なんですよ。それを1億2,000万、3,000万で割って、平均、なべて5万じゃなくて4万ぐらいの負担増になるわけですよ。

そういうことを考えた場合、これが社会保障を充実させる制度と言えるのかという点でいえば、私は、連合長とか皆さんは社会保障制度で介護保険を何とかせんといけんって言いますが、世界中で見たら、これ社会保障ではなくって、ただの保険制度ですよ。社会保障というのは、いわゆる日本でいえば憲法に基づいて最低限の生活保障をしようじゃないかっていうことで、そこに使った分だけ、かかった分だけみんなで平等に負担しましょうよっていう互助制度ですね、これ保険やないですか。そういうことをいえば今の日本の財政状況まで言わないといけなくなるんだけど、少なくともそれをほかの財源で、国民から見たらほかの税金もいっぱい払ってるわけですよ、それなのに、第2の税金と言われてるような介護保険料を下げるためには消費税しかないって、このやり方は余にも稚拙だし、ひきょうだと思いませんか。私はそういうところを、せめて国会議員たちが気がつかないのであれば、身近な住民の暮らしを知っている地方から声を上げんといけんと思ってるんですよ。それで、首長さんの皆さんは選挙で選ばれたりしているから信用を受けてるし私たちもそうですから、その責任あると思いませんか。そこを聞かせていただけませんか。こんなことしよったら消費税どんどん上がってくる。消費税全部負担せえっていうんだったらどうなるんかってことと思いませんか。そういうことを、少なくとも3人いらっしやいますから、町村長会とか言っただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。地方議会の中でどこまでの議論ができるかわかりませんが、先ほどの参議院選挙の結果を見れば、これは争点として2%上げるということに対しての総選挙だったというぐあいにも考えますし、国民の信は問われているというぐあいに考えています。社会保障に対して、大きな問題ですけども、結局誰が負担するのかという問題だと思っています。誰も負担しない中でサービスだけふえるということはありませんので、ぜひともこれは、国に対しても国の中で大きな議論、さらには地方議会の中での議論、こういうことを通じながら、住民の御理解をいただきながら進めていく必要があると思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 3回済みしましたので、よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑を終結いたします。

続いて、議案第11号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算、質疑ありますか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） この中に出てきてます。一番最後のところです。今度は補正予算の4ページでいきましょうか。先ほど言った繰越金の9,880万のことです。ここに前年度の分が出てきてるんですね。ただし、歳出見たら、局長がおっしゃるように、どこでしたっけ、返す金額が幾らでしたっけ、2,660万になるのは、私たちが手元にいただいております説明資料の中で出てくるわけですね、返還金に充てるから2,660万だと。そのうち1,000何万でしたっけ、基金に入れるって言うてるんですよ、そうですね、それで今回言った8,000何万になりますと、8,000幾らになりますということになるんですけども、この金額ちょっと教えていただけませんか。

9,880万を入れて、その後……。待ってください。こっち、すいません、説明資料の4ページやらせてくださいね。（発言する者あり）そうですね。3ページには、前年度の決算と繰り越しで9,880万を入れました。ところが4ページの2つ目に、基金のその中で、これを基金の繰り入れに1,467万入れました。次、償還金が出てきてますよね。これらを合わせ2,660万については、2,660万のうちに基金に1,467万入れると。とすれば、平成30年度で予定されるのは、30年度の決算のときに900何万、決算入れましたよね。それといえ、900万入れて約2,500万ぐらい基金に積み立てるということになるんですか。それをちょっと先ほどの、なぜ30年度分をしつこく聞いたかってそこなんです。平成30年度には結局基金として積み立てれるのは、値段上げて9,880万残ってきたんだけど、30年度全体としては次年度の準備金として幾ら入れたってことになるわけですか。

それで、もう一つの疑問です。今回、9,880万は7,219万が償還金返還になるんですね、恐らく6,202万と1,017万で。残った2,600万のうち2,400万は基金に積み立てました。あとの1,000万ちょっとは、入れないと運営ができないから入れたわけですか。それちょっと教えてください、どういうふうにしたかって。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。基金の取り扱いについての御説明をということでございました。資料の6の2ページ、全体で見ていただきたいんですけども、歳入のうち繰越金で9,880万円というのがございます。下のほうで歳出、諸支出金のところで上がってる額というのがそれぞれ返すべき財源というところになりまして、その相差というところが2,660万8,000円というふうになっております。もともと31年度の当初予算時において、基金からの繰り入れを行わないと給付にたえないということで予定をしておいたものっていうのが、3

ページに記載してございます1,193万4,000円がございました。繰越金として保険料収入の余剰が発生したという現状がございますので、あえて基金からの繰り入れを行わず、その財源を歳出に充てたほうが効率的だという考えのもとから、繰り越しをした財源のうち、保険料収入である2,660万8,000円のうち31年度に予定しておいた1,193万4,000円、こちらにその部分を充てます。

続いて、4ページ、歳出のほうを見ていただきたいんですが、残った1,467万1,000円、これについては歳出への充当部分ございませんので、予備費として残しておくという方法もございますが、基金として積み立てたほうが財産運用的によいのではないかという判断で、歳出として計上しております。ですので、4ページの上の保険給付費のほうでマイナスが上がってます額と、その次の表で上がってる額、これを足すと、繰り越した純粋な保険料収入余剰分ということになってまいります。

30年度の話になりますと、議案第9号の19ページをごらんいただきたいと思うんですが、当初予算額としては371万3,000円、これが当初での基金積み立ての想定をしております、補正として534万9,000円積み立てておりますが、これは29年度以前分の保険料の収入余剰としての額でございます。ですので、計画値として予定しておいたものとしては371万3,000円で、結果的に精算をして残ったところで2,660万8,000円が計画値と比較しては残ったというのが、この前段からお聞きになりたかった点だというふうに思います。そのような状況となっております。ですので、この補正後の積立額につきましては、決算のほうで説明しました額にこの1,467万1,000円を足したところで、8,248万円程度になるというふうに見込んでおるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） すいません、そうすると、もう一つ聞かせてください。今回の令和元年度の分で基金積み立てて基金残が8,248万になったというふうにおっしゃいましたよね。これは当初に比べたら、371万やから、2,600万やから2,300万ぐらい余分にできたっていうふうになるのかなと思うんですけども、当初考えてた平成30年ですね、現在、平成30年度終わって補正予算で積み立てた8,248万というのは、当初でしてた分とどれぐらい違ってくるわけですか、先ほどの金額でいいわけですか、基金。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。計画値で見ているところでいいますと、先ほど言いました2,660万8,000円が多く入ってきた部分になります。ただ、7期の計画を立

てる時点で見込んでおった額っていう部分と比較すると、補正予算で534万9,000円が上がっておりますので、その部分に関しては、7期の計画で基金残高として想定しておった額よりも多くはなってきたという現状がございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは質疑を終わります。

続いていきます。発議案第1号、議会における地方行政調査について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第9号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これにつきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。少し早いですけど、ここで休憩をとりたいと思っております。13時から委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。本会議は委員会が終わり次第やりますので、よろしくお願いいたします。（「委員会の時間延ばしたらどうでしょうか」と呼ぶ者あり）それは委員長にお任せいたします。じゃあ休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後 2時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは再開いたします。

日程第10 広域連合行政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、広域連合行政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、議員の質問時間と執行部の答弁時間を合わせた時間が1時間である総合時間制としておりますので、よろしくお願いいたします。

8番、真壁容子君の質問を許します。

真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） ただいまより一般質問いたします。答弁をよろしく願います。

今回の一般質問をするに当たって準備しておりましたら、こういう文書に出くわしました。こんな年になっても死ぬまで役に立ちたい。ありがとうと言ってもらいたい。できることを続けたい。趣味や楽しみを続けたい。そう思って生きてこそ人生を全うできる。先に亡くなった方に申しわけのない生き方をしたら罰が当たる。亡くなった方の分まで精いっぱい生きるのが務めです。しかし、一人では生活できなくなったときはお世話してください。できないことを助けてください。私がどう生きたいか、どんな暮らしがしたいか、そのためにはどうしたらいいかを一緒に考えてください。そしたら、まだまだ我が家で暮らし続けることができます。

これは、96歳の介護保険の利用者の方がケアマネジャーの方に語った言葉だということです。これを読んで頭の中をよぎったことは、これこそ高齢者の自立支援のあり方ではないか、そのものではないかと思いました。自分らしく生きること、人格の自立こそ重要であり、ともすれば自立が介護からの自立、介護保険を使わないことの自立に使われるような昨今、本来尊重しなければならない自立とは何なのか、そして本当に介護の社会化で介護保険がなすべきは、このような方々が求めている自立、人格の自立こそ目標ではないのかと改めて思いました。

本格的な高齢化のピークを迎える2025年、このように言われていますが、現行の介護保険制度は、老後の安心、自立した暮らしを保障する展望をつくり得ていない、これが現状ではないでしょうか。現行の制度が連合内の被保険者の中でどのように利用され、どのような傾向があるのか把握し、その対策を考えることが広域連合及び構成町村に今求められているのだと思います。

さきの議会では、所得段階ごとの介護保険の利用状況わかる資料を提出していただきました。何よりも今の被保険者の暮らしぶりからどのような利用状況であるのか把握することは、住民の暮らしを守り、義務として税金を集め、第2の税金であると言われている介護保険料を徴収して、その中で住民サービスを提供するという公務を担っている行政の役目であり、それが当然だと思うのです。そのような立場から、さきの2月議会で提出された一般質問の答弁参考資料について連合長の考えを伺い、今後の保険制度がどのようにあるべきかを連合長に聞きたいと考えています。

まず1点目には、介護保険の利用状況の把握を求めていくということです。

1点目は、低所得者層の認定率が高いことが前回の一般質問の答弁の中からわかってきました。

このことについて、どのような要因があると考えているのでしょうか。第1段階が高いのは、要は老健、特養に入ったからふえてくる、単独世帯になったという例もあるのですが、低所得者層の認定率が高いのではないかと、このことについてどのように認識し、どのようにお考えを持っているのでしょうか。

第2点目、所得段階別利用率をどのように見てるのでしょうか。ここでは低所得者層の未利用の実態把握を求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

3点目、支給限度額比率が全体で5割という現状をどのように見てるのでしょうか。このことが、介護の社会化で被保険者や利用者が自立するのにこの5割で大丈夫だという現状なのか、それともほかに理由があるのかということも含めてお聞きいたします。

4点目、低所得者ほど施設利用率が高くなっている現状、これもどのようにお考えでしょうか。

5点目には、先ほどの委員会の中でも出てきたのですが、やはり施設がふえる傾向にある中で、特養ホームの待機者の状況はどのようになっているか、この数字をどのように見るのか。そして、その対策について求めます。

第2点目には、やはり高齢者の暮らしを守る立場から、低所得者対策を求めます。

1、低所得者層への保険料、利用料の負担をどのように考えているのでしょうか。

2点目には、低所得者への負担軽減を求めます。

3点目、低所得者ほど施設を使う率が高い、そういう意味でいえば、何よりもほかに方法がない段階で特養ホーム等の増設が求められてくることになるのではないかと思います。待機者対策をどのように考えているかお伺いし、引き続き答弁をお伺いし、再質問したいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の一般質問に答えてまいります。

1点目の介護保険の利用状況について、連合長としてどう考えているのかという御質問でございます。

まず、低所得者層の認定率が高いという点につきましては、やはり特養入所者を含む高齢者単独世帯及び高齢者夫婦世帯がこの層に多くおられるということが第一の要因であると考えます。若い世代の同居者がおられないことから町村民税の非課税世帯になる場合が多いため、このような状態になっているものと考えております。

次に、所得段階別利用率について御質問でございます。要介護認定を受けていてもサービスが使われていない理由としてはさまざま考えられますが、入院中の場合や、認定は受けたけれども

今すぐにはサービスの利用が必要ない場合というものも多くあると考えます。中には、経済的な理由から利用を控えておられる方もおられるのではないかと推測するところがございます。サービスを利用されていない方の状況については、主に認定の更新の際に状況の聞き取りを行っております。あわせて、サービス利用に関する相談などについては、地域包括支援センターに連絡していただくようお願いしているところがございます。

次に、支給限度額比率についてでございます。介護度ごとの支給限度額については、標準的に考えられるサービスの組み合わせ、利用例を勘案し設定されているものがございます。同じ介護度の方でも、家族による介護の有無や本人の意欲により必要なサービスの量は違ってまいります。このようなことから、必ずしも全ての方が100%利用するものではなく、利用する方の状況に応じたサービス利用の結果としてこのような数字になっているものと考えております。

次に、低所得者層ほど施設利用率が高くなっている現状をどう見ているのかという御質問についてお答えします。これは、特別養護老人ホームへの入所により住所を施設に移されることから単独世帯となり、町村民税の非課税世帯になる場合が多いためであると考えています。

次に、特養ホームの待機者の状況についてでございます。特別養護老人ホームの入所待機者の状況については、毎年度、県が調査を行っております。今年度については8月中旬に各保険者に調査依頼があったところであり、結果については来年2月ごろに公表されるものと思われま。参考までに、昨年度の調査における待機者119人についてその後の状況を確認したところ、平成30年度末時点で特別養護老人ホームに入所された方が23人、亡くなられた方が20人、そして待機中の方が76人となっております。このうち在宅での待機者23人については、特別養護老人ホームに入所された方が4人、亡くなられた方が2名、そして施設に入所された方が3名となっており、待機中の方は14名となっております。また、特別養護老人ホームに入所された方の申し込みから入所までの期間を見てみると、平均で23月、短い方では2.5月でございました。このほかに、待機者名簿に名前がない方で平成30年度中に新たに特別養護老人ホームに入所された方は45名ございました。このように、施設入所が必要な方については、ある程度の期間で入所が可能になっているものと考えています。

次に、2点目の低所得者対策についての御質問でございます。

まず、低所得者層への保険料、利用料の負担をどのように考えているのかということについてでございます。介護保険制度は、高齢者介護という課題を社会全体で支えていく仕組みとして創設され、負担と給付の関係が明確な社会保険方式で運営されています。そのため被保険者の方には所得等の状況に応じて保険料を負担いただき、サービスを利用される方については利用料の負

担をいただいているわけですが、制度の中において、保険料、利用者負担ともに低所得者層に対する配慮は行われているものと認識しております。

また、本年度から、本年10月に予定されている消費税率の引き上げにあわせて公費による保険料軽減も強化され、これまでの第1段階の方に加え、第2段階、第3段階の方についても軽減を行っております。低所得者層の方にとっては、やはり金銭的負担は軽くしたいというお考えは当然のことであると考えますが、御理解をいただきたいと思っております。

次に、低所得者への負担軽減についてでございます。議員も御承知のとおり、利用者負担が一定の上限を超えた場合は高額介護サービス費等で超えた部分をお返しする制度がありますし、施設入所の場合の食費、居住費についても負担には限度額が設定され、限度額を超える部分は補足給付として介護保険の中で対応することとなっております。この補足給付については、福祉的性格や経過的な性格を有する制度であり、法改正のたびにさまざまな議論が行われ、現在では、対象者の認定に当たり預貯金等の資産も勘案するようになってまいりました。補足給付の実績は、本広域連合においても年間1億1,000万円程度と介護給付費全体の約4%を占めており、決して少ない額ではありません。このため低所得者に対する施設居住費等の軽減策は国の責任において適切な財源を講じていただくよう、全国町村会として政府に対して毎年度、要請活動を行っているところでございます。やはり負担軽減を行うには、財源をどう確保するのが最大の問題であります。これまでも答弁させていただいておりますが、現行の制度の枠組みの中で対応してまいりたいと考えております。

最後に、待機者対策についてでございます。新たな施設の整備については、入所待機者の数のみでなく、今後到来する多死社会の問題や介護人材の不足など、さまざまな課題とあわせて考えていく必要がありますし、介護保険料への影響も十分に考慮して検討していきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、まず初めに、低所得者層の認定率が高いことについてどのような要因があると考えているか、これは前回もお聞きしたときには、連合長、先ほどもおっしゃったように、特養に入ったら世帯分離になってくる。それから単独世帯、高齢者世帯、いわゆる現役世代のいないところはこの層に入ってくるのではないかっていうことになりますよね。なるほどおっしゃるように、そういう世帯が南部町では約3分の1を占めていましたよね、65歳以上の高齢者世帯と単独世帯含めて。恐らく伯耆町、ちょっと日吉津村は条件が違うかなと思

うんですけども、それぐらいの方々が、言ってみたらまだ介護の状態ではなくて予備軍の状態でも控えているわけですね。

連合長、これは、おっしゃるように単独世帯、高齢者世帯が多いところでは、なべて同じような傾向が出ていると、全国的に私、見ていいと思うんですよ。とすれば、構造的な問題だっていうことが言えると思いませんか。介護保険の中で保険で見ていくと言いながら、進んでいくにつれて、家族がいなくて所得が低い、そうですね、2人より1人のほうが低いですからね。家族がない人は、まず家庭の介護が期待できない。それで、やっぱり高齢者でお金持ってる方々は介護付き住宅に行くとかすることもあると思うんですけども、なければ施設に入る、特養に入るとか、そういうことが選択肢として残ってくるわけですね。これはそうだから仕方がないんだけど、その現状をどう見てどのように手を打っていかようとしているのかっていうことを私は聞きたいと思ってるんですよ。

それと同時に、施設に入る率が高いとおっしゃいましたが、第1段階では認定率が45.5%ってなってるんですよ。例えば100人おったら45人、ほぼ2人に1人ですね。これ非常に高いと思いませんか。それでね、そしたら一体、施設に入ったからふえるんだっていったこの中で、第1段階の中で、378人いらっしゃる中で施設に入ってる方、155人、約48.3%ですよ。あの方々は家にいらっしゃるんですよ。その状況でこの低所得者ほど介護の認定率が高いという状況を、単独もそうですね、それ以外に理由があると考えたほうが手の打つ方向がはっきりしてくるのではないかと思うんですが、その点どうでしょうか。ちなみに第2段階では23.6%、第3段階では19.7%、第4段階では30.9%、第5段階では16.1%。これが第5ってというのは標準ですね。それで第6段階から本人課税になってきた場合、もう極端に認定率が下がって6.5%、次、7、8、9と、9.6、6.3、3.6と10%行かないんですよ。私これ見て、もう見事だなと思ったんですね。この分について、確かに施設に入るからふえるんだってわかりますけども、相関関係として低所得の方ほど認定率が高いっていうことについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。昨年でしたか、昨年度出しました介護保険の実態データにつきまして、私もこの中身を見させていただきました。この見方なんですけれども、議員等もよく御存じのとおり、所得が少ない方からというよりも、やはり課題がある方、人にフォーカスして、課題がある方は何としてでもその所得を落としてさしあげて、施設入所が必要な方には最低保障のサービスを、また生活をという意味から、そういう努力を各施設がやって

おる結果が私はこうだと思います。そのためには、まず所得を落とすような状況にするということがここに反映して、やはり低所得の方がそういうサービスが多いという結果に結びついているのではないかと思います。このあたりのところを今後ともまたいろいろな機会で検討しながら、これに対しての、先ほども申しましたように公・共・私のベストバランスというものをやはり考えていかなくちゃいけないだろうと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 施設に入るときに所得のこと考えるっていうのはよくわかるんですよ、よくわかるんですね。私が今言ってるのは、そうはいいますけども、施設に入ってる方は第1段階で先ほど48.3って、半分ですね。あとの方、家にいらっしゃるんですよ。これでも数字多いと思いませんか。ということになれば、45.5%の約半分の数字が出てきているってことなんですよ。第2段階では32.8%、第3段階では29%。全ての方が、7割、8割の方が施設っていうんだったらまだわからんことないですよ。それらの方々がいるというこの傾向として、やっぱり要介護になる状況っていうのはどういう層から出現しているかって、これは介護保険を運営してる側としては見とかんといけんことやと思うんですよ、次、手を打っていかんといけんから。そこを私は経済状況を見無視しては語れんんじゃないかということ、これ物語ってるんじゃないかと思ってるんですよ。それ言ったからといって、ほら、連合長答えたから保険料下げろ、利用料やめろということには結びつきませんから、後で結びつきませんから、そのことをやっぱりお認めになることが一番現状認識できるんじゃないかと思う。どうなんでしょうか。それ、どうでしょうかね。そこを聞きたいんですよ。構造的な問題とも言っています。構造的な問題というのは、家族がないということなんですよ。それはどうかっていう点について、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。資料の見方について、ちょっと見えてこない部分についてありますので、一つだけ解説をさせていただきますと、介護保険の保険料段階につきましては、非課税年金収入は除外されておりますので、非課税年金を収入として考えてみますと、第1段階の830人のうち4割程度は非課税年金収入で80万円以上の収入がある方というのが含まれてきております。ですので、課税年金収入ベースで見たとところでの保険料段階設定となっておるというところも一つは認識をしていただけたらというふうに思いますので、説明をさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長お答えになることには、確かに4割の方が80万以上はあるよっておっしゃいますよね、非課税で収入が入っていないんだっていうけども、80万ってそういう高い金額じゃないでしょ。問題は、私は、いろんな条件があるかもしれませんが、実際としてこういう数字が出てきている以上、単独世帯で高齢者世帯になった場合は所得が減るのは当たり前ですから、それに介護の手が行き届かないところでは、当然要介護がふえてくるの当たりのこととちゃうかと私思ってるんですよ。そうじゃないですか、当たりのことじゃないですか。それに介護保険というのは相互扶助でやっていくんだって言ってますよね。相互扶助で当たり前、社会保障制度でいえばもっと当たり前ですよ、手をかけていかなければならない人のところほどお金使っていくんだから。そういうことをきちっとお認めになることが、私はまず第1段階の出発点だと思うんですよ。

ここ書いてあるけどもそうでもないんだ、お金もあるからいいんだどうのこうのっていうんですけども、全体として低所得の方ほど、ひとり暮らしだとかなったときになかなか家族で健康管理ができないとか、そういう問題もあって介護が必要になってくるってことあると思うんです。一つは、ここに焦点を当てて、だとすれば、こういうふうに数字の出現率が高いところに対してどのように取り組むのかなっていうことができるといけんと思うんですね。その辺の所得状況はどうで、生活できるんだろうかという点も考えていかないといけないと思うんですけども、そういう捉え方はできないのでしょうか。おっしゃるけど、そうでもないんだ、ああでもないんだっていうけど、実際、事実、この数字が物語っているのではないかと思うんですけども、その辺の捉え方、ちょっと最後にもう一回お聞きしておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。高齢者の御家庭は確かにふえてると思います。いわゆる高齢者のみ、高齢者の独居、それから高齢者同士の御夫婦がふえています。この傾向は近年急激にふえていますし、そのことが生活の質を落とすことにつながるというのは、私もまさにそのことの危険性はあると思います。そのことから、介護予防ということから、かなりの各市町村、そして広域連合が力を入れながら、介護予防、総合事業等を使ってふだんからの健康管理というものに力を入れてると。これは議員もよく御存じのとおり、そこがやはりポイントだろうと思っています。ただ、その結果として、ここの収入が少ない世代の方、第1段階の方が、そこに施設入所が多いんだという結論には直接は結びついていないのではないかと思います。それは結果であって、お一人の高齢者の方が特養に入る率がどうしてもそうやって高くなれば、特養のひとり暮らしということになれば、どうしても第1段階になると、このような結果がそこに集まっ

てるのではないかなと、このように思っているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 私がなぜここを何回も言うかということ、介護保険は保険制度ではあるんですけども、行政や国が言っているのは社会保障の一つって言うわけですよね。社会保障の大もってというのは、基本的な生活を保障すると同時に、誰に対してもきちっとした生活を保障していくということをうたわれていますよね。そういうことが言われたいけないし、そういう意味でいえば、政治や社会保障というのは弱者にほどお金をかけてやっていくというのは、これは当たり前のことなんですよね。そこを見落としてしまったら、打つ手、打つ手が経済的に弱者を追い込んでいくことになりかねないのではないかと。私は介護保険の中でもそれ出てくるなというふうに痛感しているわけで、聞いているわけですよ。そのことを考えてほしいということで、次に行きますね。

次に聞いているのは何聞いたかっていうと、所得段階別利用率どう見ますか、低所得者層の未利用の実態把握を求めますよって、こう言ったんですよ。その中で、低所得者の段階もあるんですけども、お答えになってきた答えが、入院されてる方や必要ない方や、次におっしゃったのが経済的理由の方もあって言ったんですよ。私はここが大事だと思ってるんですよ。所得段階別の利用率を見た場合、これも連合長も執行部の方々も持っていらっしゃると思うんですけども、なべて利用率とすれば、使ってる方が平均で81.5%、要は10人のうち8人は使ってるよ、2人は使っていない現状が出るわけですよ。一番低いのが、第2段階77.6%。これも傾向とすれば、所得の低い人ほどサービス利用率が低いという傾向が見えてきているのではないかとというふうに私思っているんですね。つかまなければいけないのは、入院されているっていうのは手を打てるからいいですよ。まだ使う必要ないわって行って、もしかしたらお元気な方かもしれない。

私は、今出されて、連合長が3つ目の理由に経済的理由を上げたのって非常に重要だと思ってるんですよ。けしからんじゃなくて、よう上げたと思っています。ここを見ていながら、経済的理由で介護保険を利用できないとすれば、連合長、広域連合、何をしないといけないんでしょうか。そこを聞きたいんですよ。経済的理由で受けられない方もいらっしゃる。その方は介護保険料も払っている。どうしないといけないんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。介護保険の必要なサービス量といたしましては、先ほど申し上げたように医療とは違って、お一人お一人の状況に対しての各家庭の状況やいろいろな状況によって違ってくると思います。その中で、残念ながら所得の関係でサービスが受

けられない方もいるのではないかというぐあいに先ほどは申し上げました。その方に対して、じゃ具体的にどうするのかということなんですけども、できるだけそうやってサービスが受けられるように介護保険として対応していくということが必要だろうと思っています。これは一概にその方に総括をして、何らかの格好で各市町村が手を打ってるのが現実の状態だろうと思っています。先ほど施設入所の話もありましたけれども、その結果の一つとして私は各市町村の中でそういう導き方をあえて持っていきたい。しながら、その皆さんへの対応しているのではないかと考えておるところでございます。

実態調査のデータ等もあるようでございますので、実態の内容につきましては事務局のほうに答弁させます。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

未利用者の状況でございますが、答弁の中でも申し上げましたとおり更新認定の調査等の際に聞き取りを行っておるものが今うちでつかんでいる数字ということになるんですけども、これもしないで議会のほうでも披露させていただきましたが、入院中の方が4分の1程度おられます。それと、認定を受けたけども現在は利用するサービスがないので利用してないよという方も40%程度ございますし、まだ利用調整をしていてサービス利用に結びついてない方という方も16%ぐらいはあります。そのほかに住宅改修のみですとか、福祉用具の購入のみを希望されて認定を受けられた方というのも23%程度おられます。

包括支援センターの聞き取りの中で、お金がないから使えないって答えられた方というのは1人はおられたんですけども、これもそれぞれの状況の中で包括支援センターのほうで相談対応をしておるというふうに認識をしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 前回もそういうふうにお答えになったんですね。経済的とすれば、広域連合の中では経済的理由で受け入れないというところについては今のところはないというふうにお答えになっているということですか。本人が経済的理由だと言った方が1人で、あとは対応しているので、今のところ経済的で使っていないということはないですよということというふうに理解していいわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 住田事務局長。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。

事務局として今把握しておる数字としては、そういった状況になっておるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） これは広域連合だけではなくって、市町村とも連携をとり合わないといけないと思いますが、私の相談を受けた経験上でも介護保険の申請に至らずに家で長いこと寝ておられていたという例があるんですよ。そういうときに本当に思ったのは、例えば南部町なんですけども、地域振興協議会ごとに分けて保健師を配置してるんだけど、本当の実態把握というのはまだ不十分なところがあるのかなというのを感じた次第なんですね。そんなに3つの町村は人口何万も抱えるほど大きな町ではないし、そういう意味では現場の広域連合だけではなくって町村の職員も頑張っていますので、それは把握し切れる状況に私はあると思ってるんですよ。それで小さなところほど広域連合組んでも各町村にはそれぞれの事務等ありますから、そういうところをしっかりと把握して、それをフォローし得るような取り組みをして、そういうことをぜひ聞きたいものだと私は思っているわけです。

この介護保険が、なぜそういうことを言うかということ、そのような方々からも保険料を取ってるからです。保険料、仮になかったって生きとって税金を払っていますしね、そういう点でいえば保険者としてお金を払って利用者だけではなくて全体の住民の生活をした場合漏れはないのだろうかという点と、仮に経済的な理由に遭遇した場合にはどう対処すべきかということをしちつとマニュアル等をつくって対応していくということが求められていると思いますが、連合長どうでしょうか。

なぜこれを言うかということ、20何年前でしたっけ、介護保険ができるときにプラザ西伯に介護保険を導入する厚生労働省と教授の方が来られたときに、介護保険は小金持ちと中間サラリーマン層のためにあるとおっしゃったんですよ。そのときに手を挙げて、そしたらそれが払えない人はどうするんかと言ったら生活保護だって言ったんですよ。そのときに、これは介護保険が使えない状況にある場合どうなるんだろうかということ、これを当時座っていた保健師さんやほかの方々と一緒にちょっと気の引ける思いだよってという話を聞いた記憶があります。実際そういうことが起こっているのが現状ではないかということ、これを心して取り組むべきだということ、これを指摘しておきます。

次に、これは費用やお金のことばかり言ってるんですけども、私は住民の暮らしや利用を見るためには数字というのはやはり一番正直だというふうに思っているから聞いております。

第3点目には、支給限度費の比率が出ています。約5割です。これは介護が十分に使っているのではないかと等々があれば、この介護の支給限度額比率というのはふえてきてもいいと思ってるんです。この5割にいる理由というのを、まず連合長どうしてだと思いませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

これも先ほど申し上げましたとおり、各御家庭、各そのお一人お一人のその生活実態に合わせて満額まで使わなくてもいい方が押し下げている結果だろうと思っています。もちろん先ほども言ったように100%使われる方も当然おられるわけですが、そこまで至らない、または将来のために、将来のためというか今現在はお使いにならないそういう方も含めて50%が大体のところに来ている。この実態というのは、特別この広域連合が悪い状況にあるというぐあいな状態ではない、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） そういうふう言うと思っていました。全国的に見ても、これは低い数字ではないんですよ。でも連合長、なぜだと思いませんか、どうして将来のために使わないんですか。将来のために使ったほうがいいと思いませんか。しっかり使って、介護がひどくならないようにするのが本当じゃないですか。私、保険者の方々に一番疑問なのはそこなんです。なぜどう理由かということきちっと把握しないのかということ。ケアマネジャーさんはみんな言ってるじゃないですか。ケアプラン立てるときに来るのは、お金と相談するんだって言ってるじゃないですか。私はね、そこを認めて暮らしの中で介護保険やその受け入れ方がどうなっているのかということを見ていかないときちんとした対応ができないし、住民からは信頼されてこんと思うんですよ。それで聞いているんですよ。将来を考えて使わないのはなぜなんですか、そしたら。私だったら、将来のために足動かなかったらいけんからしっかり使って将来に備えようと思いますけど。なぜ使わない。連合長、どうなんです、将来ってどういうこと。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

例えば一番最初の介護認定を受けた段階からいえば、皆さんやはり介護保険の中で100%使われるということは私もなかなか思われないのではないかなと思います。しかし高齢になればなるほどやはり介護度は上がっていくわけですから、そのときには介護保険を満額使っていく。限度を超えるような状況も出ているというぐあいに聞きますので、いずれ将来のためにということは皆さん心の中で思っておられるのではないかなと思っています。お一人お一人のその状況によって使われる方もおられれば、使わずに各御自分の中で考えて使う量というものも考えられるということもこれは介護保険の中にあることだと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（８番 真壁 容子君） 連合長、そういう答弁ってきれいごとって言うんじゃないですか。私ね、何で執行部の方々、どこの町村もそうですが、どうして住民の実態を見ようとしなくてというのが非常に不思議でならないんですよ。みんなわかるように住民がそこで生きていこうと思ったらお金がなかったら生きていけれんし、入ってくるお金から何が出ていくかって計算しなけりゃ日々の暮らしは成り立たないんですよ。そうじゃないですか。

５割でおるというのは、これは私は国の責任すごく大きいと思っているんですけどね。要は一番聞いた認定率が低所得者は高い問題、所得段階別利用率をどう見るかの問題、支給限度額比率がどうかという問題も、全て住民の暮らしがどうであるかという数字物語っていると思いませんか。これはどこの保険者のほうも頭の痛いことだと思うんですよ。格差が広がってくる施策をとっているとこれもっと広がってくる、もっとふえてくる。２０２５年といいますけど、こういう段階で保険料が上がろうとしているわけですよ。おまけにこれは広域連合だけだから見えてこないかもわかりませんが、町村に帰ったら国保料があるし後期高齢者の負担もあるわけですよ。それもあって広域連合ではこんなふうに人ごとみたいに言うのかなと思うんですけども、少なくともお金を保険料として集めている保険者は、そのお金を払っている方々がどのような暮らしでやって、どのような財布を握ってて介護保険をどのように使おうとしているのかということを知っとかなければ施策が打ち出せないと思いませんか。そのことを黙っていたら、結果として制度は残っても使うとこでもう住民疲弊してしまってるということになると思うんですよ。

私は、座ってるお三方のそれぞれの町長や村長さんたちが住民の暮らしをどう見てるかということを知りたいんですよ。これを言わなかったら、本当はお金集められませんよ。そう思いませんか。

私は、今回の資料は執行部よう出してくれたと思っています。なかなか出しにくい中で、所得状況をということでしつこく言ったものですから。せっかく私は出してくれたものをこの数字を財産として広域連合が現状はどうかというのを今後アンケートもとっていくと思うんですね。やっぱり暮らしをしっかりと見て、その中から保険料ってどうなのか、利用料についてどうなのか。だとすれば、どういうところを支援すれば低所得者としても、ここの該当するような方々も安心して使うことになるのかということの手が打てていけると思いませんか。そういう意味でいえば、私は連合長にこの数字を、言いたいこともわからんことないですけども、そういうちょっと曲がった目で見ないで数字はやっぱり物語っていると思うんですよ。それをしっかりと捉えて、その中で介護保険の運営をしていっていただきたいし問題点も見えてくると思うので、ぜひそれ考えてほしいと思います。

次に、特養ホームの待機者の状況をどう見るかという点で見ましたら、やっぱり119人が待っている中で入れなくて20人の方が亡くなってきている。これも裏返してみますが、この方々も全部介護保険料払ってるんですよ。数にしたら大したことないかもしれませんが、家族にしてみたら大きな問題ですよ。そういうところに早急にやっぱり手を打つ打ち方というのをしているかないといけないと思いませんか。

それで今回の30年度の決算で見ても、施設サービスが今度ふえてくることは事実だと思うんですよ。なぜかという、独居世帯、高齢世帯が多いですからね。そこでの手の打ち方を先ほどの委員会では給付と入ってくるバランスを考えていると言うんですよ。連合長も恐らくそういうふうにお答えになるんだと思うんですけども、それではあなた方がうたっている介護の社会化で選びたい介護を選んでいく。とりわけ高齢者の人権を保障するなんて偉そうなことを言えないじゃないですか。その点について対策として考えるべきでないかという点について、先ほどの数字がわかってきましたので連合長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

先ほども申しあげましたように、これから進む多くの皆さんが亡くなっていく社会も同時にあると思います。高齢者のみの世帯もたくさん出てきますし、高齢者がふえるということはたくさんの方が亡くなっていく社会が近づいています。2040年には人口が大きく減少する社会も到来してきます。給付とサービスをどうバランスをとっていくのかということだろうと思っています。

真壁議員が今おっしゃったように施設介護のニーズは上がってくる可能性もありますけれども、全体のこの構成する町村、人口も減ってくるわけでございますので、何とかその中で対応をしていければというぐあいにも思います。この辺のニーズとそれから給付の関係につきましては、第8期に向けて、ことし、来年に向けてしっかりこのあたりのことの検証が必要だろうと思っておりますのでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） やはり根底にあるのはそこなんです、連合長。行政はどっかの保険会社や株式会社じゃないんですよ。給付と支給のバランスをどうとっていくか。今後高齢者がたくさん亡くなっていくというか、それぞれの命があって人生があるわけでしょ。行政はそれらの人々が本当に最期まで人間らしく自立して生きていけるためになって介護保険つくったんじゃないですか。その方がそうはいつでも給付とバランスの問題がどうあるかで我慢してもらわんと

いけんようなこともあるというふうに言うのはね、私は行政のトップとしては無責任だし非常に冷たい言い方だなというふうに思うんですよ。そのような介護保険の運営をしとったら全く国と同じで、町村の中で実際に困っている人の姿が見えないし、困っているところに手を打てなくなっていくのではないかというふうに思うんですよ。その辺の考え方をやっぱり改めてほしいなというふうに思っているんです。

支給とバランスで何年たったらたくさん亡くなって人口も少なくてどうするんかという考え方を、連合長とかほかの副連合長さんたちは全住民に責任を持つからそんなふうに考えざるを得ないというふうに思っているのかもしれませんが、町民は行政にそういうふうなことを本当に求めていると私は思いません。どのような町であったって、人間らしくそこで住んでほしいと言ってるやないですか。その人を目の前にして、たくさん亡くなっていくんで支給と給付のバランスが問題、大事だということは言えますか。一体誰の金を使ってそんなことを言ってるんですか。私は、そういう姿勢こそが今変えてほしいと住民が一番思っていると思うんですよ。

その背景にあるのは、介護保険制度そのものが市町村ではなかなか努力してもしかねないような国の負担を減らしてきて、そのお金の給付額を減らすための抑制策を強いてきているからこういうことになると思うんですよ。やっぱりそこに目を向けていかなければ、国と同じように抑制策を住民に課していくようなやり方だったら住民はたまったもんじゃないと思いませんか。私は、自治体の首長にはぜひそれを求めたいというふうに思っているんです。その点について、連合長、今言ったことをちょっと言い過ぎでちょっと改めるということになりませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

今、社会保障の見直しということを午前中申し上げましたけれども、今これから喫緊の課題だろうと思っています。社会保障費、年金や保険、医療、もちろんこの介護保険も3年間で1.5兆に何とか抑制をしたいというのが今の国の流れです。午前中も出ましたように消費税を1%上げて2.5兆。ですから、誰が一体負担していくのかということにまた戻ってくるわけですね。

今言われましたようにここの2町1村、この中がこの大きな枠から外れて、例えばほかの道路につけたお金、教育につけたお金をこの高齢者のサービスに潤沢に使うというこのコンセンサスがとれるのであれば、これはどなたもそういう方向にしたいと思います。いかに誰にサービスを提供し、そしてそれを誰が負担していくのかというのは国の問題でもありますし市町村の問題でもあると思います。このあたりの議論というのは、いやが応もなく第8期の中で議論していかなくちゃいけない問題だろうと思っています。

残念ですが、今の介護保険料よりも上がるという可能性は高齢者のサービス量というものを想定すれば上がる可能性もあるわけですし、そうなった場合にじゃどんなサービスをどうするのかということをお議論いただくようになると思いますので、ぜひともその中でもまた御議論いただきたいという思いでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） どうしてもそういう論議になってきますよね。連合長、連合長がおっしゃったんですけども、社会保障費を1.5兆円抑制するのは何でしないといけないんですか。連合長も議員もそうですけれども、いわゆる行政や国が使ってるお金ってどこから来てるか、税金で来てるわけでしょ。社会保障というのは、言ってみれば国民の暮らしを守って命を守って国民の生命にかかわるところの一番大事な費用だと私は思っているんですよ。恐らくそれは違くないと思うんですよ。どこの国や市町村の事務も社会保障で暮らしを守っていくことが大きな仕事になっていると思うんですね。そこにお金をかけたらいけないって言ってたら、普通だったら過去から要望出てきたらこれに金がかかる、金がないって何を根拠に言うんですか。ほかに使うから金がないって言うんでしょ。お聞きしたいんですよ、どこに使ってるんですか。1.5兆円抑制するというのであれば、国民は税金払っている。今回払っててもそれでも2%取るというんですよ、5兆円ね。それ一体どこに使ってるんですかという論議になると思いませんか。それを私はここで連合長に国の責任全く押しつけるつもりはないんですよ。しかし、税金というのであれば全体で論議しようじゃないかって。地方自治体は社会保障費が欲しいんだって、一体国はどこに金使ってるんだって言うてくれませんか。そういうことを言うのが今度あなた方の仕事になってくるんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

できるだけ打ち出の小づちがあって、国からお金がざくざくと落ちてくるようなそういう構造であればそれも可能かもしれません。しかし、国であっても地方であっても誰かが負担をしなければならぬわけです。それは消費税であるのか、または税負担でいくのか、または企業からしっかりと税金を取っていくのか。いろいろなその考え方がありますが、やはり今私たちが考えなくてはいけないのは、その全体的な構造をきちんとやはり議論する。それから、国も地方も今の財政状態というものをしっかりと国民に見せる。そしてその内容についてどうするのかということをやらなければ、やろうということで私はこの消費税の2%を上げるということになりましたが、残念ながらこの2%上げたところで今の社会保障費に消えていく。残念ながらそうい

う格好になっていこうと思っています。

これから日本が成熟社会に向かうに当たって、どんな方向に向かっていくのかということが一番の大きな課題だろうと思っています。これは一町村長がどうもがいても解決する問題ではありませんので、ぜひ国会の中で社会保障の問題をしっかりとやっていただきたい、このように思っているところです。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 恐らくもしかしたら今の国の政治が私たちが思うような、国民が望んでいるようなお金を使わないのは一つは国会のせいであるし、国会がそれを認めているということもあるんですけども、今の話聞いとして、ああそうか、都道府県知事や市町村長やそういう方々は同じことを思ってるのかなと思っちゃったんですよ、私。本当にそうでしょうか。ちょっと不思議なのは、町財政とか全体見るときに全体見るでしょ。国の財政見たときに、打ち出の小づちなんか何も言っていないやないですか。一体金どこに使ってるんかって聞いているんです。なぜそれが言えないんですか。今、どこに金使ってるんですか。

どこに金使ってるんかで最近で言えば、安倍首相がこの間のフランスですか、行って外国に8,000億円でしたっけ、出すって言うてきたやないですか。もっと言えば、F35、140機ですか、5兆円でしたっけ、買うって言うてるじゃないですか。私は、そういうことを棚に上げて、もう本当にそうなんですよ、社会保障費を論議しとったらすぐ国政のことを持ち出すと言うけど、国政と関連あるって一番御存じなのは首長の方々でしょ。金が来ないんだから。そしたら、国の使ってるお金はどこに使ってるのかということをやっぱりしっかり言って行って、打ち出の小づちっていったらこないしなくっても今あるお金の使い方を変えてくれって、取り方も含めてですよ。そういうことを言うていくのが筋じゃないですか。それを何で社会保障だけ攻撃されんといけんんですか。同じように社会保障一番守らんといけん町長たちが、何で国と同じになってそんなことを言わんといけんのですか。それが私はわからんのですよ。

隣に座ってる副町長さんたちも同じ考え方ですか。そうやったら考え方を改めてもらわなければ、国民の生活は変わっていかんと思うんですよ。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

先ほどから言ってますとおり、打ち出の小づちと言いましたのは、いつだったですかね、朝日新聞も書いておりました。いわゆる半額の負担で国民が今の社会保障をサービスを受けている。それは何かといえば、税で仮に60兆円の税金を集めたとしましょう。今60兆円ぐらいだと思

いますけど、そこに国債を発行して日銀に買い取らせて110兆ぐらいの今サービスをしてるんですかね。したがって我々も全ての国の中で割り算をすれば、半額で私たちは本来払わなくてはいけない税だとか負担の半額でサービスを供給受けている。その中の40兆円ぐらいだったでしょうが、社会保障というものが占めている。ですからこれからの人口減少社会の中でこれを一体誰が負担をしていくのかというのは、私が申すまでもなく大変な重要な問題だろうということを申し上げたところでございます。

国にもそういう状況も知りながらも、私たちが地方を代表して物申していかななくちゃいけないということもありますし、全国町村会等を通じて言っではきています。ただ、言っではおりますが、その内訳としてはやはりそういう現実もあるということを私は申し上げたいということでございます。もちろん真壁議員はよくよく御存じの上にそのように言っておられると思いますが、誰が負担をするのかということだと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、残り時間少なくなりました。よろしく申し上げます。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長、私が思うのはよくよく知ってるじゃないけど、60兆円の中身をどこに使ってるかという問題ですよ。なぜそこに触れないのか。非常に不思議でかなわんですよ。そういう見方こそが、今の日本を間違った方向に持っていったんじゃないでしょうか。それをただすのが、少なくとも地方自治に携わる者として今現状どうなっていて、今どのお金が一番求められているのかということをやはり言うべきじゃないかと思うんですよ。

ちなみに60兆円とありますが、今税金の中で一番たくさんってきたのは消費税ですよ。もうこれ世界中探してもなかなか難しい国だと思います。所得税よりも何よりも消費税が多くなってくる。そういう中で、消費税というのは全住民が動くたびに、お金使うたびに払いますから物すごい負担になってきているんで、そういう中で連合長はそういうことをおっしゃっていると思うんですよ。おっしゃるときには、全体の金額を言うのではなく中身を示してほしい。少なくともそのお金がないことを社会保障費が上がることのせいにして、社会保障を抑制するところに結びつけるべきではない。これは思想信条にかかわらず、暮らしを守っていかうというそういう立場に立つべきだということを言っておきたいと思えます。

それと、最後になって時間がないんですけども、消費税の話も出ました。今回の低所得者対策が消費税だとおっしゃいますが、本会議の当初でも町長に質疑させてもらいましたが、今回の消費税で削減されるより、低所得者にとっては2%上がる消費税に使うお金のほうが多くなるんですよ。こんなばかげた社会保障政策があるか。このことを私は住民の暮らしを見ながら広域連合

で介護保険を仮に円滑に進めていくためには、低所得者層も含めた方々が安心して老後を暮らせるためには介護保険制度の抜本的な改善のためにはここに国のお金を大量に入れてする以外には方法がないというところをしっかりと勉強してもらいまして、その声を上げていただきたい。

同時に、身近なところで言えば待機者の中で死亡者が家に出てくるような状況を防いでいかなければいけない。そのことを考えれば、あらゆる努力をして施設入所ができるように低所得者層の方々が安心して過ごせる場所を確保することを求めて質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

ここで休憩をとります。再開は3時45分にします。

午後3時32分休憩

午後3時45分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第11 議案第8号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第8号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。

議案第8号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略しこれから討論を行います。討論ありませんか。

委員長報告に反対の討論を許します。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 平成30年度の介護保険の一般会計の決算に反対をいたします。

反対する理由は大きく2つです。一つは、介護保険制度のあり方を考えていくべき点という点です。これは本会議場でも質疑させていただきましたが、今回新聞紙上では年金が将来にわたって2割等が削減されるということが新聞で載っていました。片や介護保険制度は、2025年には保険料が8,000円を超していくのではないかとこのように言われているわけです。これらを

見たときに、年金暮らしの方が圧倒的に多くなる介護保険の1号被保険者の方々の暮らしと負担はどうなるのかという点で見たときに、何年か前の大阪の社会保障を考える会が出しとった2025年までに介護保険制度は成り立ってこないのではないかということも、私は本当に危機感として持っているわけです。

ここに至って広域連合内では中を見た資料の中でも、とりわけ低所得者層に介護保険の認定率が高い問題とか出てきたわけです。地方間格差がこんなふうに広がってくる中で、介護保険制度も国が言ってるような運営では到底成り立ってこないことが明らかなことではないかと思うんです。この中で、一般質問等でもこの広域連合についての質問してきましたが、残念ながらこの今回の広域連合を維持する広域連合の首長さん、いわゆる入ってくるお金対出ていくお金でバランスをとらないといけないという考え方で、そこに住んでいる人たちの暮らしが見えていない状況があるように思えてならんわけです。私は、そういう態度をしっかりと改めること。まして流動的に人の命の終わったりすることをまとめて何年後には人が亡くなってしまう問題を何にもなくなってしまうという言い方は、これはもう社会保障制度や憲法上、命、暮らしを守るという立場からもそういう見方はあってはならないというふうに思うわけですよ。そういう点から見ても、やはり介護保険制度を進めている広域連合の方々にも問題点としてはしっかりと制度の問題点を出して、国に対して意見を言っていく立場に立ってほしいということが一つです。

2つ目には、広域の体制の問題です。今回、委員会等の審査の中で地域ケア会議等の問題が出てきたんですけども、やはり費用対効果も出してほしいということを私言ったんですけども、全体的にそれぞれの町の社会保障で医療や介護や福祉、住民の暮らしを守っていくときに結果として効率が一番よくなって見えてくるというのは、現場で医療や福祉や介護そのものをやっていくことではないかというふうに思うんです。同時に、この介護保険制度は始まってからより一層介護保険の名のもとで、これまで町村がやってきた社会福祉や保健衛生分野までこの介護保険の中でやろうとしている。このことが負担を大きくしているんじゃないかというふうに私は思うわけなんです。

広域連合とすれば、広域でつくっていることがゆえに本来町村でやっている国保や後期高齢なんかと一緒に、後期高齢も県に行きましたけれども、少なくとも住民の暮らしが見えるところでやることのほうがより効果的な施策が組めていくんじゃないかという点では、やはり再検討していかなければならないのではないかというふうに思っています。

そのことと、パイが大きいから保険料も低くなったというのですが、そうであればこの広域の認定率が低い問題とかそういうことをどのようにして低くなってきたかということ、具体的に

要望が済んだからということを出してこないといけないのではないかというふうにも思うわけです。そういうところをしっかりと出してこれていないということを指摘しておきたいと思います。

人事体制も含めて、今後のあり方として、広域の体制が本当に介護保険制度が介護保険や介護が住民の実態に即した運営になっていくのかというところで疑問だという点で反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第8号、30年度一般会計の決算ですが、これは賛成の立場から討論させていただきます。

第7期の1年目の決算で実績に伴う決算内容でして、ちょうど1年、2年、3年のほぼ計画どおりに推移をしたという報告もありますし、そのようになっておるということでこれは賛成すべきだと思っております。

また、真壁議員がいろいろ反対討論いろいろありましたが、もう最初から介護保険制度を問う、低所得者に対してちょっと不公平じゃないか、不公平というか大変じゃないかということをする質問とか質疑等と言われましたが、低所得者の人も介護保険を堂々と使えますし施設にも入れます。特定給付とかいろんな問題でやられますし、施設の方も9割は保険から入ってまいります。1割は分納制とかいろんなことをしても必ずそういう人やちも守るといような制度にもなっておりますし、各市町村もそのように動いておられると思います。

また、この広域連合の体制が疑問だ等も、要は各町村の実態がわからんだないだらかと。医療、介護、福祉はもっと現場に戻してすべきだとか人員体制ですか、云々言われましたが、今後少子化に向かった中でこれらの事業が単町で本当にできるのか。専門的な知識、専門職等が必要であります。こういう人やちが寄ってみんなのその地域、2町1村、こういう人やちを守ってみんなで作っていく。また、分母が大きい、パイが大きいというのはそういうこともあります。国も県も、後期高齢は県一本になりました。国保も県一本になりました。そのように、やっぱり大きな病気が出たら市町村があとの人が大変だとならないように、施設をつくったらいいいというような話もありましたが、施設をつくれればまた給付も要ります。これから少子化や人口減少の中で高齢化率は上がりますけど、高齢者人口も減ってまいります。この中で今あるこういうことを利用しながら、また介護保険料が上がるとか今後のことが心配だと言われますが、確かに真壁議員が言われるように今まで介護保険改正が7回もやりましたが、だんだんと我が中山間地域の実態と合わないような感じもあります。けども住んでいる高齢者、住民を守るためにこういう国の制度を活用しながら、一般施策と絡めてこれができるそういう制度でありますので、この一般会計には

賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第8号は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第12 議案第9号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第9号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。

議案第9号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略しこれから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 平成30年度広域連合の介護保険特別会計に反対をいたします。

今回の平成30年度の特別会計は、5,918万2,000円の保険料増、いわゆる第7期の介護保険料が引き上げられた金額で構成されています。そして実質収支が9,800万、中身は2,660万近くが実質の黒字になってきているという内容でした。

この中で見ると、予定よりいわゆる基金等にたためるお金がふえたことの一つには、保険料が計画値よりもたくさん入り、いわゆる支給費、給付費が計画よりも低くなって人数が少なくなってきたということでの結果だというふうに言えます。各広域連合内ではそれぞれ努力をなさっていると思うんですが、やはり私はこの数字を見る限りは国の抑制策であって、やっぱり給付費を減らしていく。純増を減らしていくというのも政策として来ていますからね、それが残念ながら反映されている内容であると言わざるを得ないというふうに考えます。とりわけ低所得者に介護

の認定率が高い問題、利用率が8割で中には経済的理由もあるのではないかという問題、それから待機者の中に特養ホームを希望しながらも行けずに家庭で亡くなった人がいるというこれらを見る限りは、全体では前に進んでるといってもそれぞれが介護保険料を払ってそれぞれが暮らしをしていく中で今のところ手が届くような介護保険制度になっているかという、やはり大きな問題がある。その大きな障害は財政的な負担と、広域連合自身が考える給付と支給のバランスを考えているということを第一に置いていくことが一番の原因というふうに考えます。そういう考え方を改めて、介護保険制度の中ではどこからお金を持ってくるのかといえば、やはり国に対してしっかりとお金を出してくれることを求めていくことと同時に、負担軽減を図るためには町村が努力をして、町村負担も考えながら介護保険の需要の要求に応えていくということが必要だというふうに考えます。

先ほどの討論者が賛成討論で言っておりましたが、施設もつくったらいいけども今後人が減ってくるのでそういうわけにはいかないとおっしゃいますが、今生きていて65歳の方々がお金を払っています。その方々が必要としているときに使えないで、あなたたちにはお金を払ってもらうけれども、将来には人口が減るんだからちょっと待ってごせとってお金を払ってもらったまま求める介護をしなくていいということはないと思うんですよ。その考え方を即刻改めていただきたい。今生きてる方々たちがお金を払って介護保険制度を支えている方々が、本当に使えるような制度に変えていくことが今の仕事ではないでしょうか。それを先送りというんじゃないでしょうか。だったら、お金を取るなど私は言いたいんです。余りにも無責任な答弁と私は討論だというふうに考えています。

何事も人が減ってきたらどうなるのかとおっしゃいますが、そうであればそのことを見込んで、あなた方には十分なことはできないとって介護保険料を下げることのほうが先やないですかと言いたいんですよ。そういう無責任なことを言わず、今ここで生きてる方々たちが安心して老後暮らしを暮らせるような対策をとっていくために最大限の努力を尽くすこと。それが広域連合の役割ではないか。そういう点では、あらゆる努力を惜しまずに低所得者対策をとり負担軽減を求めて、少なくとも経済的な理由で介護保険の利用ができないようなことは避けていくような運営をすることを求めて反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第9号、介護保険特別会計ですが、これは賛成の立場から討論させていただきます。

平成30年度の特別会計の決算を見ましたらば、第7期の第1年目で監査委員さんの指摘どおりおおむね順調に来た、計画どおり推移をしたと。もともと3年計画で第1年目ですので、プラス、余剰金が出ないけんというのが大前提でして、収支のことでいえば9,880万出てましたが、いろいろ差っ引いたら2,660万プラスになった。一応計画どおりである。2年目ではとんとんで、3年目ではマイナスになって、ちょうど徴収した保険料に見合う介護保険の特別会計になっているという構想になっております。それが第7期の第1年目でそれが達成しているということには一つも問題ございませんし、今、真壁議員がいろいろと討論されましたが、保険料が上がったからこうなったんじゃないかと言われましたが、聞き取りの中で高齢者人口がふえまして、それが収入に入ったのが第1原因であると。認定率が下がったんじゃないかと言われましたが、これも説明資料にありました。各市町村本当に介護予防事業すごく熱心に取り組んでおられまして、南部町では百歳体操とか100年で元気で100歳まで迎えましょうという町長の方針でやって、各市町村もこれをやっておられた。だから認定率も上がらない。元気で上がらないが一番いいんですけど、そのように私は感じております。

国庫負担、これは本当はもっと欲しいんですけど、そういうわけになかなかならんと思いますが、この介護保険を守るためにも今言いましたこの制度、介護保険制度またはその一般施策等あわせてこれらができております。また、低所得者も高齢者で施設に入れんで亡くなったんじゃねえかって言われましたが、そういう人も中にはおられると思いますが、3施設ばかりが施設ではございません。県内にもサ高住とか小規模多機能とかいろんな制度で政策がございます。そこはケアマネ等が十分に考慮して、そういうこともできるような制度もなっております。今後の2025年、40年問題になれば、高齢化率は上がるけど高齢者人口も減ってくる。こういうことを大前提にして、本当に今ある資源を活用してこういう人たちを守っていく、そういう広域連合であると私は信じてこの第9号には賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第9号は、報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり認定されました。

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、議案第10号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の一般会計の補正予算に反対をいたします。

理由は、この中に介護保険料軽減強化等に伴うとあります。要は10月から予定されている消費税導入による減免、軽減強化策の関連予算が上がっています。これも質疑の中で明らかになったんですけども、今回10月からの消費税導入により第1、第2、第3段階の方々の負担軽減をする。第1段階の方は5,300円、第2段階8,800円、第3段階は1,700円。それぞれ853人、712人、706人、2,200人近くの方々が軽減対象になるという中身の関連の予算です。

この消費税の関連予算の費用については、前回の2月議会で賛成多数で通っています。そのとき私は本当に消費税が10月から上がるかどうか、実施するのかどうかというのは定かでない。参議院選挙もありましたからね、言いました。今8月の終わりで10月ですけども、消費税の問題でいえばいまだに本当に上がるのだろうかということが言われているわけですよ。こんなにみっともないあり方はないんじゃないかと思うぐらい、消費税については準備が中小業者の中でもできていない。このまま導入したらどうなるのかという問題と、もう一つ大きな問題は全体的に見て経済がどの指標を見ても落ち込んでいるときに消費税導入することについての是非もあるわけです。専門家の中でも、これは今になっても10月になっても本当にできるのかどうかというのはわからんということありますよね。そういう内容であることと同時に、私は今回の軽減策が介護軽減強化だと言いますが、この第1段階、第2段階、第3段階の人、多くの、多分1段階、2段階の人でも年額半年で8,800円ですから、1年間軽減されたとしても1万7,600円ですよ。この1万7,600円を一人ずつに軽減してやるというんですけども、消費税2%上がったらこの方一人一人が1年間で負担する金額が1万7,600円以上の金額になってくることを考えたら、こういうやり方は、本当に失礼な言い方ですが、盗人たけだけしいやり方ではないかというふうに思わざるを得ないわけですよ。これは私だけでしょうか。本当に軽減策をするというならば、全体を考えてその所得に響かないように軽減策を考えていくというのが本来のあり方ではないかと思うんです。それを消費税を上げなければ介護保険料を軽減することができない。また、消費税を上げなければ保育の無償化ができないと言ってたら、今度何かにつけてするとき全部

消費税が問題になってくることを許してしまうことになるというふうな結果になるのではないでしょう。そういうことを私は唯々諾々と、仕方がないって従うような内容ではないと。そういう意味では、前代未聞の愚策やというふうに思うわけですね。やはりそういうことを声を上げていかなければいけないと思うんです。これは軽減策やから対象者には利益になるんだといいますが、もしそういう討論をするのであればその方は一体今度消費税2%上がったらどんだけ負担するのかということをお聞きしたいと思います。

そういうことを含めたら、これ軽減策になるどころか住民負担増になるやり方で非常にけしからん。言っていくべきは、本来の軽減策はきちっと国が補填してやるべきだということを訴えて反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第10号、30年度の一般補正予算ですが、今、中身については真壁議員が言われとおり消費税絡みの、これは1段階から3段階までの軽減予算である。一人に対して1万7,600円の効果があるということですが、もしこれをやめたらそのまま大変なことになっちゃうし、消費税が云々と言われますけど、そういう人やち低所得者が一番困るのは食品なんですよ。そういうとこまでかかっちゃうと大変なので、軽減税率等も国のほうは考えております。

そういうこともありまして、また消費税がたまたま今回こういう予算になってますが、介護保険絡みでいえばこれが介護事業者の処遇改善になりまして、今でも介護職員がなかなか集まらん中でもそこで440万円ぐらいもらえるような制度が今この消費税の中に含まれております。それは今回は予算にこっちは入ってませんが、介護事業所の中の働いている方、介護の必要な方が来られても介護職員がいなくて、ワンユニットとかベッドを閉鎖している施設もこの近辺の市町村にもあるんです。これらを解消するためにも、そんなのが解消になれば今真壁議員が言われましたような入れんじゃないかというような問題も解決すると思います。要は本当に介護職員さんも給料が少ない中頑張っておられますが、今回のこの消費税分もそこに処遇改善で入る中身でございますので、これについては賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第10号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 4、議案第 1 1 号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 1 1 号、令和元年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

議案第 1 1 号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 1 5 発議案第 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 5、発議案第 1 号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第 1 号、議会における地方行政調査についてを採決いたします。

発議案第 1 号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 1 6 閉会中の継続調査の申し出について〈議会運営委員会〉

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 6、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長、細田栄君から閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査申し出がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、細田栄議員からの申し出どおり閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました議案は全て議了いたしました。

よって、令和元年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして令和元年第3回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後4時15分閉会
